令和6年第2回加須市議会定例会提出議案の概要

招集日 令和6年6月13日(木)

1 提出議案件数

専決関係3 件予算関係1 件条例関係3 件

事件関係 3 件 合計 10 件

2 個別議案の概要

専決関係

■第45号議案~第47号議案 専決処分の承認を求めることについて

■毎4つ	与锇余	~	等沃処ガ のた	R認を氷めることに ノい (議案書
資料 ページ	議案 番号	条例名		主な内容			
1	45	加須市税条例の 一部を改正する 条例	①令和6年度 (定額減税 ②令和6年能	一部改正に伴い、次のとおり所要の改正をする。 分の個人住民税について、定額による所得割の額を1人につき1万円の特別控除 と)を実施する。 登半島地震による災害に係る雑損控除額等の特例を設ける。 の固定資産税の負担調整措置の適用期限を令和8年度まで3年間延長する。		R6.4.1	P1
	46	加須市都市計画 税条例の一部を 改正する条例	地方税法の一3年間延長す		負担調整措置の適用期限を令和8年度まで	R6.4.1	P18
2	47 加須市国民健康保険税条例の一部改正に伴い、国民健康保険税の均等割額の軽減の対象となる世帯の所得基準額を次のとおり改める。 軽減割合 改正前 改正後 不割軽減 43万円以下 改正なし 5割軽減 43万円+(29万円×被保険者数)以下 43万円+(29万5千円×被保険者数)以下 2割軽減 43万円+(53万5千円×被保険者数)以下 2割軽減 43万円+(54万5千円×被保険者数)以下 43万円+(54万5千円×被保険者数)以下 2割軽減 43万円+(54万5千円×被保険者数)以下 43万円+(54万5千円×被保険者数)以下 2割軽減 43万円+(54万5千円×被保険者数)以下 43万円+(54万5千円×被保険者数)					R6.4.1	P22

予算関係(R6補正予算)

■第48	号議案 令和6年度加須	」 頁市一般会計補正予算(第1号)	17,244	千円	
資料 ページ	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	備考	議案書 ページ
3	民間保育所等施設整備 助成事業	民間保育施設の改築に対する補助基準額の見直しに伴う補助金の増額	422		別冊 P11
4	がん検診事業	事業の再編に伴う事業費の減額	▲ 550		別冊 P11
4	がん患者ウェルビーイ ング支援事業	がん患者のためのウィッグ・乳房補整具等の購入費の助成及び事業の再編に伴 う事業費の増額	1,050		別冊 P11
5	担い手育成支援事業	農業経営の改善に取り組む農業者に対する支援	3,000		別冊 P11
6	学校教育管理事業	教職員の働き方改革に係るスクール・サポート・スタッフ配置に要する経費	12,005		別冊 P11
7	学校ICT教育活用事業	教職員数の増加に伴う校務用パソコンの整備	668		別冊 P13
8	給食センター管理運営 事業	加須学校給食センターの空調機の基板交換修繕	649		別冊 P13

条例関係

■第49号議案~第51号議案

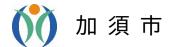
■毎4ソフ	与锇余	~弗5 亏誐杀							
資料 ページ	議案 番号	条例名		主な内容		施行期日	議案書ページ		
9	49		マイナンバー注 行う。	イナンバー法の一部改正に伴い、引用している当該法律の別表が改正されたため、規定の整備を う。					
10	50	加須市家庭的保育事業等の設備 及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例	のとおり見直 年齢 3歳児 4·5歳児	3歳児 児童おおむね <u>20人</u> につき1人 児童おおむね <u>15人</u> につき1人					
11	51	加須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	①特定教育・係 インターネッ ②書面等の代 ついては、新	内閣府が定めている基準の一部改正に伴い、「アナログ規制の見直し」に係る所要の改正をする。 D特定教育・保育施設等の運営規程の概要等の重要事項について、施設内での書面掲示に加え、インターネットにも掲載することを新たに義務付ける。 ②書面等の代わりに、フロッピーディスク等の特定の記録媒体による提出等を求めているものについては、新たな情報通信技術の導入・活用に対応できるようにするため、「電磁的記録媒体」による提出等ができるようにする。					

事件関係

■第52号議案~第54号議案

- 7072	フロスノト	カンナウ成木			
資料 ページ	議案番号	事件名	主な内容	備考	議案書 ページ
12	52		加須市立元和小学校校舎増築工事の工事請負契約について、工期及び請負代金額を変更すること。		P28
13	53	財産の取得について	加須市消防団第15分団で使用する消防ポンプ自動車を1台取得すること。		P29
14	54	損害賠償の額を 定めることにつ いて	学校施設(加須北中学校)内の樹木の管理の瑕疵により、個人が所有する自動車を損傷させたため、損害賠償の額を定めること。		P30





第45号議案 専決処分の承認を求めることについて

(加須市税条例の一部を改正する条例 令和6年3月30日専決処分)

第46号議案 専決処分の承認を求めることについて

(加須市都市計画税条例の一部を改正する条例 令和6年3月30日専決処分)

地方税法の一部改正に伴う定額減税等 を行うための条例の一部改正

|1|| 改正の趣旨

「地方税法」の一部改正(令和6年2月21日公布・施行/同年3月30日公布・同年4月1日施行)に伴い、令和6年度の個人住民税所得割について定額減税を行うとともに、令和6年能登半島地震による災害に係る特例を設けます。

また、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の適用期限を延長します。

2 主な改正内容

- (1)個人住民税関係
 - ア 定額減税の実施 令和6年度分の個人住民税について、定額による所得割の額の特別控除を実施します。

■個人住民税所得割の定額減税

対	象	者	合計所得金額が 1,805 万円以下の者			
特別	控除(次の①及び②の金額の合計額 ① 本人 1万円 ② 控除対象配偶者又は扶養親族 1人につき1万円			

イ 令和6年能登半島地震による災害に係る雑損控除額等の特例

令和6年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、 令和6年度分の個人住民税(令和5年分所得)において、その損失の金額を雑損控除の 適用対象とすることができる特例を設けます。

(2) 固定資産税·都市計画税関係

<土地に係る負担調整措置の適用期限の延長>

土地に係る現行の負担調整措置を継続し、適用期限を令和8年度まで3年間延長します。

■土地に係る負担調整措置の適用期限

改正前	改 正 後
令和3年度から令和5年度まで	令和6年度から令和8年度まで

3 施行期日

令和6年4月1日



第 47 号議案

専決処分の承認を求めることについて

(加須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 令和6年3月30日専決処分)

地方税法施行令の一部改正に伴う国民健康保険税の 均等割額の軽減の対象となる所得基準額を 改めるための条例の一部改正

1 改正の趣旨

「地方税法施行令」の一部改正(令和6年3月30日公布・同年4月1日施行)に伴い、国民健康保険税の均等割額の軽減の対象となる所得基準額を改めます。

2 主な改正内容

国民健康保険税の均等割額の軽減(5割軽減及び2割軽減)の対象となる世帯の所得基準額について、被保険者数に乗ずべき金額を引き上げます。

■軽減の対象となる所得基準額

軽減 割合	改正前	改正後
7割 軽減	43 万円以下	改正なし
5 割 軽減	43 万円+(<u>29 万円</u> ×被保険者数)以下	43 万円 + (<u>29 万 5 千円</u> ×被保険者数)以下
2割軽減	43 万円+(<u>53 万 5 千円</u> ×被保険者数)以下	43 万円 + (<u>54 万 5 千円</u> ×被保険者数)以下

3 施行期日

令和6年4月1日

民間保育所施設の改築に係る補助の増額

1 事業名

民間保育所等施設整備助成事業

2 補正予算の理由・内容

国の交付金を活用して支援する「不動岡保育園」の改築工事(令和5年度と令和6年度の2か年事業)について、令和6年3月に当該交付金の算定に係る令和6年度分の基準額(補助上限額)の引き上げについての事務連絡があったため、増額措置するものです。

3 補正予算の積算

(単位:千円)

	経費負担内訳			4-7-44				
総事業費			経費負担内訳		R5	R	6	増減
			実績額	当初予算	改定後	(補正予算額)		
	補助基準額		168,888	5, 224	5,646	422		
202 745		国	112, 592	3, 483	3, 764	281		
393, 745		市 [国の1/2]	56, 296	1,741	1,882	141		
	補助基準額超過分(設置者)		213, 045	6,588	6, 166	△422		

4 補正予算額 422千円

〔特定財源〕国:281千円 就学前教育・保育施設整備交付金

がん患者のためのウィッグ・乳房補整具等 購入費の助成

1 事業名

- ① がん患者ウェルビーイング支援事業
- ② がん検診事業

2 補正予算の理由・内容

令和6年4月から県が新たに「がん患者ウェルビーイング支援事業」を開始したことに伴い、本市でも県と一体となり、がん治療によるアピアランス(外見)の変化により苦痛を感じているがん患者の心理的・経済的な負担の軽減や、QOL(生活の質)の向上を図るため、ウィッグや乳房補整具等の購入費の一部を助成する経費を措置するものです。

<助成制度の内容>

3334(F)(X-27) 3 L ·					
	内 容				
	・申請日時	点で加須市に住民票のある方			
対象者	・がんと診	断され、現在治療を受けている方、または過去に乳房を切除した方			
	・がん治療	に起因する外見の変化により、対象物品を購入した方 等			
	対象経費	A:ウィッグ等購入費(ウィッグ、頭皮保護用ネット、ウィッグ付帽子等)			
中华中京		B:乳房補整具等購入費(補整下着、人工乳房、Iピテーゼ等)			
助成内容	助成額	A・Bともに 10,000 円 (10,000 円に満たない場合は実際に支払った額)			
	助成回数	対象者1人につき、A・Bそれぞれ1回限り			
中華十次	申請書に必	要書類を添えて、いきいき健康医療課(加須保健センター)窓口にて申請			
申請方法	※申請書は	上記窓口にて配布またはホームページからダウンロード			
申請開始	令和6年7月から				
申請期限	購入日の翌日から1年以内(ただし、令和6年4月1日以降に購入した物に限る)				
l					

3 補正予算の積算

事業名	内容	当初予算額	補正予算額
①がん患者ウェ	ウィッグ等購入費助成(10,000円*40人)		400千円
ルビーイング支	乳房補整具等購入費助成(10,000円*10人)	_	100千円
援事業	若年者在宅ターミナルケア支援事業(予算の付替)※	_	550千円
②がん検診事業	若年者在宅ターミナルケア支援事業(予算の付替)※	550千円	▲550千円
合 計		550千円	500千円

※令和3年9月から本市が独自に「がん検診事業」で実施している若年者在宅ターミナル ケア支援事業についても県の支援事業となることから、「がん患者ウェルビーイング支援 事業」に予算を付替ます。

4 補正予算額

① がん患者ウェルビーイング支援事業 1,050千円

[特定財源] 県:250千円 アピアランス支援事業補助金(1/2)

県:275千円 AYA世代がん患者在宅療養支援事業補助金(1/2)

② がん検診事業 ▲550千円

地域農業の担い手への農業用機械導入費用 に対する支援

1 事業名

担い手育成支援事業

2 補正予算の理由・内容

国では、農業の担い手の育成・確保を推進するため、融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設の導入を行おうとする地域農業の担い手に対して、「農地利用効率化等支援交付金」(融資主体支援タイプ)による支援をしています。

令和 6 年 3 月に対象者に対する当該交付金の配分について通知があったため、県を通して 国から交付される当該交付金を交付するものです。

交付対象者	融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設の導入を行おうとする農業者で地域計画のうち目標地図に位置付けられた者 (認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む。)
支援額	(1)事業費の 10 分の 3 (2)事業費のうち融資額 (3)事業費から融資額等を控除した額 補助上限額 300 万円

3 補正予算の積算

支援予定者 (就農地)	農業用機械・施設等		事業費	
	水稲、そばの生産に必要な		11,915,860円	
一認定農業者1件 (加須地域)	トラクター、アタッチメン	補助金額	融資額	自己資金
(加須地域)	ト(2種)、フレコンメイト の取得	3,000,000円	7,000,000円	1,915,860円

事業費 補助率 補助金額

11,915,860円 × 3/10 = 3,574,758円 (上限3,000,000円)

4 補正予算額 3,000千円

〔特定財源〕県:3,000千円 農地利用効率化等支援交付金

市立全小学校に教職員の働き方改革に係る スクール・サポート・スタッフを配置

1 事業名

学校教育管理事業

2 補正予算の理由・内容

教職員の働き方改革を推進するため、令和5年6月補正予算で令和5年8月から小学校5校(※)にスクール・サポート・スタッフを配置しました。令和6年度当初予算要求時点では、県の補助金が確定していなかったため、引き続き5校に配置する予算措置となりました。その後、県からの補助金交付予定額の通知が令和6年3月にあったため、令和6年9月から市立全小学校にスクール・サポート・スタッフを配置する経費を措置するものです。

※令和6年4月時点での配置校:樋遣川小、志多見小、花崎北小、加須南小、豊野小

○スクール・サポート・スタッフとは

学習プリント準備や採点準備、来客や電話対応、環境整備など、教員が長時間労働を迫られる一因とされる業務をサポートし、教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できるようにするための職員

(参考)配置した5校における9月~翌年3月の時間外在校等時間45時間超えの割合

_	- /				-
		R4	R5	増減	
	時間外 45 時間以上	51.3%	30.7%	▲ 20.6%	

3 補正予算の積算

内容		当初予算	補正予算	合計
	期間	R6.4~R7.3	R6.9~R7.3	
スクール・サポート・スタッフ に係る人件費(4 時間/日)	人数	5人	17人	22 人
	金額	6,864千円	12,005 千円	18,869 千円

[※]スクール・サポート・スタッフが配置されていない小学校 17 校に、令和 6 年 9 月より配置することで、全小学校に配置されることとなります。

4 補正予算額 12,005千円

[特定財源] 県: 12,034 千円 市町村立小中学校外部人材配置事業費補助金(2/3)※6,864 千円(当初予算) + 12,005 千円(補正予算) = 18,869 千円に対する 特定財源となります。

教職員数増加に伴う校務用パソコンの整備

1 事業名

学校ICT教育活用事業

2 補正予算の理由・内容

令和6年4月1日に市立各小・中学校の学級数が確定したことに伴い、法令で定められた 教職員が配当されました。当初の見込みより学級数が増えたり、教科担任制推進加配や働き 方改革推進加配等、県から特別に教職員が加配されたりしたことで、4月末日時点で見込を上 回る県費負担教職員が配当されました。

教職員数の増加により、教職員が成績処理や教材作成、文書作成等で使用している校務用パソコンに不足が生じ、業務に支障が出てしまうため、校務用パソコンを追加で整備する経費を措置するものです。

令和6年4月末日教職員数	市立小中学校教職員 校務用パソコン使用可能台数	不足パソコン台数
627名	608 台	19 台

3 補正予算の積算

内容	当初予算額	決算見込額	補正予算額
教職員校務用コンピュータ等 情報機器借上料	63,743 千円	64,411 千円	668 千円

※19台を5年間リース予定

→【6,679,200円(5年総額)、1,335,840円(年額)、111,320円(月額)】 令和6年10月~令和7年3月までの6か月間のリース契約費用(667,920円)を補正予算で 計上します。

4 補正予算額 668千円

5 特記事項

内容		令和 6 年			
内 台	6月	7月	8月	9月	10月
パソコン	●補.	正予算議決	●入札	●導入準備	●導入開始
リース契約		●選定委員会	●契約		(10/1 予定)



加頂学校給食センターの空調機基板交換修繕

1 事業名

給食センター管理運営事業

2 補正予算の理由・内容

加須学校給食センターでは、年間 4 回の空調機フロン漏洩簡易点検を行っており、当該点検においては、フロンの漏洩状況のほか、室内機と室外機の異音や振動、冷温風の温度の異常等についても点検しています。

令和 5 年度の点検においてフロンの漏洩はありませんでしたが、通常の室内機と外気処理空調機^{*1} の室内機の故障が報告されたため、給食の提供がない夏休み期間中に修繕するものです。

※1外気処理空調機

外気負荷を処理するための空調機のこと。主の空調機が外気を取り入れる前に、外気をある程度の状態まで冷暖房や加湿などの処理を行い、主の空調機の負担を軽減するものです。

【加須学校給食センターの空調設備と故障状況】

空調設備	設置台数	故障発見点検月	故障台数
室内機	68台	令和6年3月	2台
外気処理室内機	22台	令和5年12月	1台
室外機(外気処理用含む)	18台	_	_

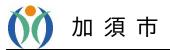
3 補正予算の積算

内容	部屋名	空調設備	台数	補正予算額
甘坛六场收结	またな機能(数) コンテナ消毒室	室内機	2台	640.T.III
基板交換修繕	洗浄室	外気処理室内機	1台	649千円

4 補正予算額 649千円

5 特記事項

内 容	6月	7月	8月
コンテナ消毒室室内機及び	•	•	—
洗浄室外気処理室内機基板交換修繕	補正予算議決	契約	修繕



第49号議案 加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

「マイナンバー法」の一部改正に伴う 規定の整備をするための一部改正

1 改正の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」の一部改正(令和5年6月9日公布・令和6年5月27日施行)に伴い、当該法律を引用している条例について規定の整備をします。

○マイナンバー法の一部改正等の概要

現在マイナンバー法別表第 2 に定められたマイナンバーの利用が認められている事務について、今回の改正で別表第 2 を削り、主務省令に規定します。

このことにより、新たにマイナンバーを利用し他団体への情報照会等を実施するための法令 改正に要する期間が短縮され、速やかな情報照会等の開始が可能となります。

2 主な改正内容

<マイナンバー法の別表第2が削られたことに伴う規定の整備> マイナンバー法の別表第2を引用する箇所を改めるとともに、改正後の用語について定義を定めます。

改正前	改 正 後
法別表第2の第2欄に掲げる事務	特定個人番号利用事務 ^(※1)
法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報	利用特定個人情報(※2)

(※1) 特定個人番号利用事務:マイナンバー法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。マイナンバー法別表に掲げる事務(法定事務)のうち、迅速に特定個人情報の提供を受ける

ことによって効率化を図るべきものとして省令で定める事務

(※2) 利用特定個人情報:マイナンバー法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。特定個人番号

利用事務を処理するために必要な特定個人情報として省令で定める情報

3 施行期日

公布の日



第 50 号議案 加須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

内閣府が定める基準の一部改正に伴う 保育士等の配置基準を見直すための条例の一部改正

|1| 改正の趣旨

「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、内閣府が定めている「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(以下「基準府令」という。)が一部改正(令和6年3月13日公布・令和6年4月1日施行)されたことに伴い、基準府令に準拠している条例について、保育士等の配置基準を見直します。

○家庭的保育事業等とは

児童福祉法第24条第2項に規定されている「家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業」のことで、加須市内に該当施設はありません。

2 主な改正内容

<保育士等の配置基準の見直し>

家庭的保育事業等における保育士等の配置基準を次のとおり見直します。

年齢	改正前	改 正 後
3 歳児	児童おおむね <u>20 人</u> につき 1 人	児童おおむね <u>15 人</u> につき 1 人
4・5 歳児	児童おおむね <u>30 人</u> につき 1 人	児童おおむね <u>25 人</u> につき 1 人

3 施行期日

公布の日

4 経過措置

保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の配置基準を適用せず、 改正前の配置基準によることとします。



第 51 号議案 加須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

内閣府が定める基準の一部改正に伴う 「アナログ規制の見直し」のための条例の一部改正

|1| 改正の趣旨

内閣府が定めている「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(以下「基準府令」という。)の一部改正(令和5年12月26日公布・公布の日又は令和6年4月1日施行)に伴い、基準府令に準拠している条例について「アナログ規制の見直し」に係る所要の改正をします。

2 主な改正内容

(1) 重要事項のインターネットへの掲載

特定教育・保育施設等の運営規程の概要等の重要事項について、施設内での書面掲示に加え、インターネットにも掲載することを新たに義務付けます。

■重要事項の掲示方法

改正前	改 正 後
施設内での書面掲示	施設内での書面掲示とともに、 インターネットへの掲載

(2) 書面等に代わる電磁的記録媒体による提出等

書面等の代わりに、フロッピーディスク等の特定の記録媒体による提出等を求めているものについては、新たな情報通信技術の導入・活用に対応できるようにするため、「電磁的記録 媒体」による提出等ができるよう見直します。

3 施行期日

公布の日



第52号議案 工事請負契約の変更について

加須市立元和小学校校舎増築工事の変更契約の締結

|1| 背景・目的

令和 5 年 6 月 30 日に議決した加須市立元和小学校校舎増築工事(国補)(県補)の請負契 約について、令和6年4月17日に履行期限及び請負金額の変更に伴う仮契約を締結しまし

この仮契約は、議会の議決により本契約として効力を有することとなります。

|2| 変更契約の概要

工事名	加須市立元和小学校校舎増築工事(国補)(県補)		
受 注 者	小川・鳥海特定建設工事共同企業体		
工期	変更前 令和5年6月30日 ~ 令和6年 9月 9日 変更後 令和5年6月30日 ~ 令和6年10月31日 (52日延長)		
請負代金額 (税込)	変更前 10億7,800万円 変更後 10億8,427万8,800円 (627万8,800円増)		

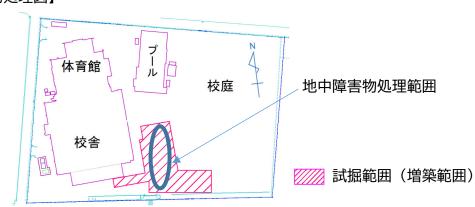
3 変更の理由

施工当初の基礎工事において、地中から出てきた設計外の地中障害物(石、コンクリー トガラ等)を処理したため、追加の費用が発生し、半月程度工期が遅延しました。

また、校舎の基礎となる杭の製作が計画工期より1か月程度長く期間を要したため、契 約を変更するものです。

なお、契約変更の手続については、国土交通省が定める「営繕工事請負契約における設 計変更ガイドライン」を準用して、軽微な設計変更に伴うものとして取り扱い、工期延長 と併せて行うものです。

【地中障害物処理図】



4 特記事項

<u> </u>	•						
			令和	6年			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
●変詞	更仮契約				●当初完	成期日	
₩ Ø.	と	●議決	(本契約)				変更完成期

第53号議案 財産の取得について

加須市消防団で使用する消防ポンプ自動車の取得

1 背景・目的

加須市消防団第 15 分団(北川辺地区)の消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、消防ポンプ自 動車を1台取得することについて、令和6年4月25日に指名競争入札を執行し、5月7日に 仮契約を締結しました。

この仮契約は、議会の議決により本契約として効力を有することとなります。

2 仮契約の概要

W. 10 - 110					
件名	令和6年度 加須市消防団第15分団消防ポンプ自動車				
契約金額(税込)	2,447万5,000円				
受 注 者	埼玉消防機械株式会社 中央支店				
納入期限	令和7年3月19日				

3 取得物品

消防ポンプ自動車 1台

4 特記事項

令和6年							令和7年				
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	仮契約●		(本契約)			***************************************	***************************************				納品



第54号議案 損害賠償の額を定めることについて

樹木の管理の瑕疵による損害賠償の額 を定めることについて

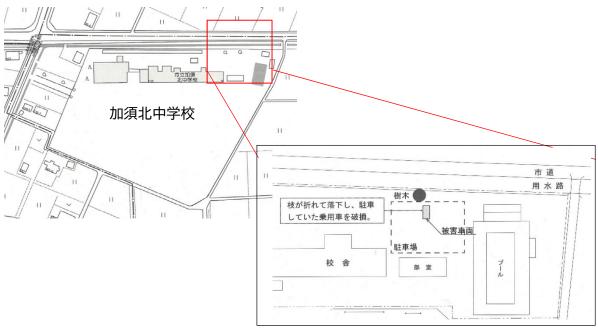
|1| 背景・目的

学校施設内の樹木の管理の瑕疵により、市外の個人が所有する自動車を損傷させたため、 当該事故に係る損害賠償の額を定めるものです。

2 事故の概要

相手方	市外の個人					
事故発生日時	令和5年11月28日(火曜日)午後4時30分頃					
事故発生場所	加須市上樋遣川 4128 番地(加須市立加須北中学校の敷地内)					
事故の状況	加須市立加須北中学校において行われていた研修会の参加者用駐車場において、枯れていた樹木の枝が折れて落下し、当該研修会に参加していた相手方が所有する自動車の屋根、ドアバイザー、フロントガラス等を損傷させたもの					

【事故発生場所】



3 損害賠償の額

108万6,433円